

未移行幼稚園における無償化の全体像

1 国の制度の概要

(1) 未移行幼稚園

3～5歳児（満3歳児を含む）を対象に月額25,700円まで無償化。

(2) 幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、月額11,300円（満3歳児の住民税非課税世帯は月額16,300円）まで無償化。

各月の補助額は、実際に園に支払った額（預かり保育料に含まれる実費徴収分を除く）と利用日数×450円を比較して少ない金額とする。

2 幼児教育の無償化に伴う東京都の制度見直しの概要

(1) 未移行幼稚園等

園児保護者負担軽減事業の見直しを行い、所得制限をなくすとともに、無償化給付額（月額25,700円）と都内幼稚園の平均保育料（月額27,500円）の差分（月額1,800円）を助成する。ただし、年収270万円以下の世帯、多子世帯等については、従来の負担軽減の水準を維持する。

なお、都認定の幼稚園類似の幼児施設（以下「類似施設」という）については、当面4年間、負担軽減の対象とするとともに、無償化給付（月額25,700円）についても対象とし、国負担分含め都が3/4を負担。

<負担割合> 未移行幼稚園(類似施設含む)への負担軽減補助： 都10/10
類似施設への無償化給付： 都3/4 区1/4

3 区の対応

(1) 未移行幼稚園等

国の制度導入に伴い、区の現行の保護者補助金の制度を見直し、一定の減額を図る。新たな補助額は、平均保育料まで負担軽減を図るという国と都の考え方にに基づき、原則として、都内幼稚園（月額27,500円）と区内未移行幼稚園（月額28,500円）の平均保育料の差分（月額1,000円）とする。ただし、年収270万円以下の世帯、多子世帯等については、従来の負担軽減の水準を維持する。（次頁「補助額対比表」参照）

また、類似施設についても、従来どおり未移行幼稚園と同等の対応を行う。

当面の間、現行の補助と同様、半期ごとの償還払いとする。今後、保護者や園、区の負担や管外利用が多い実態などを勘案しつつ、現物支給の可能性について検討を進める。

(2) 幼稚園の預かり保育

国の制度に基づき、幼稚園の利用者で保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園保育料の無償化に加え、利用実態に応じて、月額11,300円（満3歳児の住民税非課税世帯は月額16,300円）を上限に補助。未移行幼稚園の保育料の無償化と同様、半期ごとの償還払いとする。

補助額対比表 (未移行幼稚園・第1子)

(円)													
40,000		区 7,000円	区 7,000円	区 7,000円	区 7,000円								
38,000													
32,000													
28,500		都 6,200円	都 6,200円	都 6,200円	都 3,200円	区 1,000円	都 1,800円	区 1,000円	都 1,800円	区 1,000円	都 1,800円		
27,500													
25,700													
		国 25,667円	国 25,700円	国 22,667円	国 25,700円	区 7,000円	国 25,700円	区 7,000円	国 25,700円	区 7,000円	国 25,700円		
						都 4,500円		都 3,500円		都 2,400円			
						国 15,600円	国 25,700円	国 5,184円					
階層		A生活保護世帯 Bひとり親等世帯		B(年収~270万) 所得割非課税 Cひとり親等世帯		C(年収~360万) 所得割77,100円以下		D(年収~680万) 所得割211,200円以下		E(年収~730万) 所得割256,300円以下		F(年収730万超) 所得割256,301円以上 X(税未申告)	
補助月額		38,867	38,900	35,867	35,900	27,100	28,500	15,684	28,500	9,400	28,500	7,000	28,500
		現行	無償化後	現行	無償化後	現行	無償化後	現行	無償化後	現行	無償化後	現行	無償化後